【資料No.3】

重点項目　1　効率的で効果的な行政サービス　　No.　1

取組内容	行政事務、窓口業務のデジタル化	所管課	企画課 （総務課） 市民生活課 （市民課）
目　的	市の業務及び手続きについてデジタル化を進めることにより、業務の効率化と市民サービスの向上を図る。		
計画期間	令和４年度 ～ 令和８年度	成果目標	ＤＸの推進・行政のデジタル化により新たな住民サービスを提供する。

令和7年度	P【計画】	実施計画	・ＤＸの推進 庁内委員会を設けて計画中の個別施策の実現に向けて検討するとともに、随時計画の見直し、更新を行っていく。 ・窓口業務の見直し 住民記録等のシステム更新が完了次第、窓口申請支援システムを導入できるよう、仕様の作成など具体的な作業を行う。
	D 【進捗管理】 取組実績	上半期 4～9月	・ＤＸの推進 ＣＩＯ補佐官を設置し、業務改善のためのヒアリングを行った。 ＤＸ推進リーダーによる庁内委員会を開催するとともに、デジタルツールの活用促進を図るための勉強会を開催した。 また、10月からの生成ＡＩ導入に向けた準備を行った。 ・窓口業務の見直し 窓口申請支援システムについては住民記録システムが更改となとなる令和９年１月以降となる見通しである。各窓口事務の担当課に窓口支援システムの概要を説明した。
		下半期 10～3月	・DXの推進 CIO補佐官のヒアリング結果をもとに効率化できる業務を選定し支援を行った。 10月から生成AIを導入し、利用基準及びガイドラインを策定し業務での活用を推進した。 ・窓口業務の見直し 住民記録システムの更新延期を考慮し、現行業務の棚卸や、申請書類の簡素化に向けて各課と連携して進めた。 申請書作成支援システムを９月に導入し、申請手続に対応した。
	C【検証】	成果	・DXの推進 CIO補佐官の助言や支援により、庁内DXに対する課題が整理され、今後の方向性が明確になった。 生成AIの活用による文書作成等の業務時間削減に一定の効果が出てきている。 ・窓口業務の見直し 窓口の現状課題が可視化され、関係各課との共通認識を形成することができた。 申請書作成支援システムの導入により、マイナンバーカード等の手続に対応し、市民・職員の負担軽減が図られた。

重点項目　1　効率的で効果的な行政サービス　　No.　1

取組内容	行政事務、窓口業務のデジタル化	所管課	企画課 （総務課） 市民生活課 （市民課）
目　的	市の業務及び手続きについてデジタル化を進めることにより、業務の効率化と市民サービスの向上を図る。		
計画期間	令和４年度 ～ 令和８年度	成果目標	ＤＸの推進・行政のデジタル化により新たな住民サービスを提供する。

令和7年度	C【検証】	評価	・DXの推進 CIO補佐官との連携により、デジタル活用に対する職員の意識が向上し、DX推進が組織文化として浸透し始めている。 ・窓口業務の見直し システム更新の延期により、その期間を有効活用して、次年度以降につながる業務改善を行えた。 申請書作成支援システムの導入により、マイナンバーカード等の手続に対応して業務省力化を図れた。
	A【改善】	今後の方向	・DXの推進 CIO補佐官と連携し、生成AI等のツール利活用を定着させ、事務のさらなる効率化を図る。 ・窓口業務の見直し 住民の利便性向上と職員の負担軽減を両立する運用体制の構築を行う。 申請書作成支援システムを継続して運用し、業務省力化を図っていく。

令和8年度	P【計画】	実施計画（案）	・DXの推進 CIO補佐官の知見を引き続き活用し庁内DXを加速させ、個別施策の実現を目指す。 ・窓口業務の見直し 令和９年度の円滑なシステム導入に向け、現在の業務フローや申請書類の見直しを継続する。

重点項目　２　健全で持続可能な財政運営　　No.　２

取組内容	公共施設等の効果的・効率的な管理			**所管課**	財政課
目　的	公共施設等の設置目的及び設置効果を改めて確認し、今後の施設のあり方や管理運営方法の見直しを行う。				
計画期間	令和４年度 ～ 令和８年度	**成果目標**	・公共施設等の適正配置の方針決定 ・効果的、効率的な管理による経費縮減と施設の利用率向上		

令和7年度	**P【計画】**	**実施計画**	・総合的な施設評価の実施 ・各公共施設の将来的方針（再配置案）を策定 ・公共施設等総合管理指針の改訂
	D 【進捗管理】 取組実績	**上半期 4～9月**	・施設カルテの更新、公表 ・公共施設等総合管理指針改訂の方針、スケジュールを策定 （12月市議会で素案説明、パブリックコメント、 ３月市議会で改訂案説明、改訂・公表）
		下半期 10～3月	・市長との地区懇談会で公共施設の適正配置の必要性について説明（13会場） ・市議会で素案説明（12/12）、改訂案説明（2/27） ・パブリックコメントの実施（1/5～2/3）
	C【検証】	**成果**	・前回改訂から5年が経過しており、これまでの取組や状況の変化を反映する改訂を行い、公表を行った。 ・国の指針で掲載が求められている、「有形固定資産減価償却率の推移」や「目標に基づく更新費用の試算と効果額」の項目を新たに追加した。
		評価	・昨今、人件費や建設工事費が高騰していることから、国土交通省の建設工事デフレーター（建設総合）などから、物価上昇率を算定し、更新単価を修正して、より実態に即した費用推計を行った。 ・公共施設等の人口１人当たりの更新費用を新たに追加し、右肩上がりとなっていく更新費用の状況を明らかにするとともに、今から将来の人口規模に見合った施設等の適正配置を進める必要性を記載した。
	A【改善】	**今後の 方向**	・将来の人口規模に応じた公共施設の規模となるよう、指針に基づき着実に見直しを行い、将来的な財政負担の軽減を図る。 ・個々の施設の利用状況や老朽化度合いのほか、耐用年数などから大規模改修や更新費用を見積もる中で、維持するもの、統合や廃止を行うものなど、今後の公共施設の適正配置案について具体的に検討を進める。

令和8年度	**P【計画】**	**実施計画 （案）**	・公共施設全体での適正配置案の具体的検討 ・市民との合意形成を図るための意見聴取や情報提供の方法について整理し、計画的な住民説明会の開催など、市民との情報共有の促進

重点項目　2　健全で持続可能な財政運営　　No.　3

取組内容	第三セクターのあり方の検討	所管課	財政課
目　的	市が出資している第三セクターについて、設置の経過や目的を改めて確認し、今後の第三セクターのあり方について検討する。		
計画期間	令和４年度 ～ 令和８年度	成果目標	第三セクターに関する指針の策定

令和7年度	P【計画】	実施計画	第三セクターに関する指針（案）の策定
	D 【進捗管理】 取組実績	上半期 4～9月	・㈱能生町観光物産センター、火打山麓振興㈱の経営状況（決算書、直近３期の経営指標など）の確認 ・第三セクターに関する指針（構成案）の検討
		下半期 10～3月	・㈱能生町観光物産センター、火打山麓振興㈱の経営状況の確認 ・第三セクターに関する指針（案）の検討
	C【検証】	成果	・第三セクターに関する指針（案）を取りまとめた。
		評価	・第三セクターが担う住民福祉や地域振興といった重要な役割を認識しながら、市の財政に深刻な影響を及ぼすことが無いよう、経営状況の把握など今後の関与方針が明確となった。
	A【改善】	今後の 方向	・第三セクターの経営状況を定期的に点検・把握し、必要に応じて適切に指導・支援を行う。 ・情報公開や市議会への報告など、透明性を確保する。

令和8年度	P【計画】	実施計画 （案）	・第三セクターに関する指針の公表 ・指針に基づく第三セクターの経営状況把握及び適切な指導・支援

重点項目　2　健全で持続可能な財政運営　　No.　4

取組内容	市有財産の有効活用	所管課	財政課
目　的	使用していない施設の有効活用や売却等により、維持管理経費の縮減や収入の確保を図る。		
計画期間	令和４年度 ～ 令和８年度	成果目標	・遊休市有財産の処分による維持管理経費の縮減 ・売却による収入確保

令和7年度	P【計画】	実施計画	・遊休財産（土地・建物）をリスト化し、情報公開を進める。 ・遊休財産（土地・建物）の公募型プロポーザルを実施する。 ・遊休財産の貸付等にかかる申請手続きの電子化を進める。
	D 【進捗管理】 取組実績	上半期 4～9月	・市有地の売却を図るため、情報をホームページに掲載した。 ・自動車駐車専用の貸地（以下「自動車置場」という。）の活用促進を図るため、市ＨＰ掲載用「貸付可能な自動車置場一覧表」及び各自動車置場の貸出可能区画図を作成した。 ・遊休財産（土地・建物）の公募型プロポーザルを実施すべく、実施方法など検討した。
		下半期 10～3月	・自動車置場の貸出可能区画状況を更新した。 ・遊休財産（土地・建物）の公募型プロポーザルを実施すべく、サウンディング調査を実施した。 ・遊休市有地の売却を進めた（契約合意２件）
	C【検証】	成果	・自動車置場の貸出状況等を公開し、使用希望者等への情報発信が図られた。 ・遊休市有地の売却を進めた。（契約合意２件） ・公募型プロポーザルの実施に向け、ニーズの把握が図られた。
		評価	・遊休市有地については、適時適切なタイミングで売却することができ、今後の管理経費の圧縮及び財政への貢献が図られた。
	A【改善】	今後の 方向	・公募型プロポーザルを実施し、さらなる遊休市有地の売却を促進する。

令和8年度	P【計画】	実施計画 （案）	・管理経費の削減、市財政に寄与すべく、遊休市有地の売却を進める。 ・貸付け等にかかる申請手続きの電子化を進める。 ・公売に係る要領の制定

重点項目　３　人材の育成と職員の意識改革　　No.　5

取組内容	組織及び業務実施体制の見直し	**所管課**	総務課
目　的	多様化・専門化する行政需要や、社会環境の変化などによる行政課題に対応するため、組織及び業務実施体制の見直しを推進し、円滑な業務実施を図る。		
計画期間	令和４年度 ～ 令和８年度	**成果目標**	適正な組織編成と業務手順書の充実による業務の効率化

令和7年度	**P【計画】**	**実施計画**	・行政課題に対応するための組織の見直しの検討 ・業務手順書の統一化（事務ミス防止・業務の標準化）
	D 【進捗管理】 取組実績	**上半期 4～9月**	・総合計画の着実な実施及び次期総合計画の策定を見据え、令和８年４月１日実施予定で行政組織の再編を検討している。 ・担当者が不在時でも分かりやすい業務手順書（事務マニュアル）を全庁統一化するため、総務課内の業務において手順書案を作成し、試行運用している。
		下半期 10～3月	・行政組織の再編を実施した。 ・業務手順書の運用について、全庁的な取組へと推進した。
	C【検証】	**成果**	・組織再編により総合計画を着実に実施することができる。 ・業務手順書を運用することで事務ミス防止以外にも、年度末における職員異動時の円滑な業務引継ぎにも効果が期待できる。
		評価	・組織再編により多様化・複雑化する市民ニーズにも対応することができる。 ・業務手順書について、総務課内から全庁的な運用へと取組を拡大した。
	A【改善】	**今後の 方向**	業務手順書については、更に効果的な運用を図るため、今後も随時様式の改善等を検討していく必要がある。

令和8年度	**P【計画】**	**実施計画 （案）**	事務ミス防止及び業務の標準化を目的とした業務手順書の活用推進

重点項目　３　人材の育成と職員の意識改革　　No.　6

取組内容	職員の資質向上と意識改革	所管課	総務課・財政課
目　的	事務の効率化や職員数の減少に対応できるよう、職員の資質向上と行政改革意識の向上を図り、効率的で質の高い行政を目指す。		
計画期間	令和４年度 ～ 令和８年度	成果目標	・各種研修の計画、実施 ・時間外勤務時間の削減　対前年95%以下

令和7年度	P【計画】	実施計画	・専門知識取得に向けた研修 ・企画力向上のための研修 ・事務能力向上に向けた研修の実施 ・仕事の意欲向上に向けた研修の実施
	D 【進捗管理】 取組実績	上半期 4～9月	・計画している研修を予定どおり実施 ・全職員対象研修として、コンプライアンス研修、交通安全研修を実施 ・月一人当たり時間外勤務時間対前年比85.2%
		下半期 10～3月	・庁内集合研修として、ハラスメント研修、情報セキュリティ研修、メンタルヘルス研修、ワンペーパー資料作成研修等を実施 ・e-ラーニング研修を全庁的に実施 ・月一人当たり時間外勤務時間対前年比87.0%
	C【検証】	成果	・当初予定の研修を予定通りに実施 ・「カイゼンチャレンジ2025」を実施し、全84係中74係から73の業務改善の取組を実践いただいた。
		評価	・集合研修、オンライン、e-ラーニングを含め、継続して資質向上に取り組んでいる。
	A【改善】	今後の方向	・様々な機会を通じて研修機会を確保し、資質向上に継続して取り組む。 ・研修内容の職場内での共有化等、確実に職務で実践できるよう、取組を検討する。

令和8年度	P【計画】	実施計画 （案）	・専門知識取得に向けた研修 ・企画力向上のための研修 ・事務能力向上に向けた研修の実施 ・仕事の意欲向上に向けた研修の実施

重点項目　1　効率的で効果的な行政サービス　　**完了年度**　令和７年度　No.1

取組内容	保育所等の民営化の検討	**所管課**	こども家庭課（こども課）
目　的	計画的な施設整備及び保育の提供体制の維持、確保を図るため、当市に見合った保育の形態やあり方、施設の適正な配置や民営化に向けた検討を令和６年12月策定の基本方針により進める。		
計画期間	令和４年度 ～ 令和７年度	**成果目標**	保育園・幼稚園等の整備、民営化方針の決定

令和7年度	**P【計画】**	**実施計画**	・公立園及び私立園の保護者、公立園保育士との意見交換(4～5月) ・民営化等ガイドラインの策定(6月) ・民営化モデル園の決定及び運営事業者の募集、決定(7月～12月) ・市議会報告、子ども子育て会議の協議(随時)
	D【進捗管理】取組実績	**上半期4～9月**	・公立園及び私立園の保護者、公立園保育士との意見交換(4､5月) ・市議会報告(6月) ・保育園等の適正配置及び公立保育園の民営化ガイドラインの策定(7月) ・子ども子育て会議の開催（8月） 【検討の完了】
		下半期10～3月	検討の完了 (R7.10糸魚川東保育園　民営化運営事業者の決定)
	C【検証】	**成果**	昨年度から今年度までの間、基本方針を基に公立園の適正配置と民営化の検討を実施しました。保護者・保育士との意見交換を2～5月にかけて行い、ガイドラインを7月に策定。民営化モデル園の選定と運営事業者の募集・決定を7月～12月に実施し、市議会報告や子ども子育て会議での協議も進めました。これにより、長年の課題に対して共通の検討枠組みと方針が整い、今後の具体的な手続きへの準備が整いました。
		評価	平成17年以降の長年の懸案事項に対し、ガイドラインの策定を通じて一定の方向性を示せた点は評価できると考えています。関係者の意見を取り入れ、透明性のある検討プロセスを確保できたほか、市議会・会議等の場で説明責任を果たす基盤が整いました。今後もガイドラインに沿い、教育保育の向上を基本とした適正配置と民営化を段階的に進めます。
	A【改善】	**今後の方向**	ガイドラインに基づく実務を着実に進め、園児数や施設状況に応じた適正配置を推進します。公立保育園の民営化では、引継保育・合同保育の継続、市と民間の連携強化を図り、保護者・地域の理解を深める説明機会を増やします。 最終的には、園の定員拡充や認定こども園の新設など、望ましい教育・保育環境を実現する形態を引き続き検討し、必要に応じて方針を見直し、透明性を保ちつつ進めます。

令和8年度	**P【計画】**	**実施計画（案）**	無し（検討の完了） （※「今後の方向」におけるガイドラインを別途推進）